

建物耐震診断等評価の申込要項

一般財団法人建築研究協会
建物耐震性能評価委員会

1. はじめに

平成7年兵庫県南部地震では、建物に多大な被害が発生し、多くの人命が失われました。これらの実情に鑑み既存建物の耐震性の再検討と耐震補強が急がれています。当協会はかねてより建物の構造安全性に関する各種の学術研究を行うと共に、歴史的建築物の修復保存技術の研究と普及にも取り組んで来ましたが、この度、新たに「建物耐震性能評価委員会」を設け最新の耐震技術のより適正な技術の普及のための活動を始めることとなりました。

この要領書は、国公立の学校とこれらの教育関連施設の建物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」および文部科学省の「公立学校建物の耐震診断実施要領」に基づいてその耐震診断と耐震補強方法の内容の評価を当委員会が実施するため、申込み手続きや審査方法などについて定めたものです。

1-1. 申込み手続きと審査の手順は次の通りです。

手 順	必要書類と手続き
申込み 手続き	申込用紙と建物耐震診断等概要表の送付
申込み 受付け	評価手数料の振込み
ヒアリング日 通知	(ヒヤリング日の通知)
ヒアリング	建物耐震診断等説明資料の提出
審 査	(審査)
質 疑 応 答	(質疑書の送付) 回答書の送付
評価書の 交付	(評価書の送付)

注記. () 内は、当協会が行う手続きです。

1-2. 1つの建物でも、構造的に一体となっていない場合は、それぞれの建物の部分を1棟、1件としてこの手続きを行って下さい。

1-3. 評価内容の範囲は、段階順に次の1～4があります。この範囲を申込書に明示して下さい。

1. 耐震診断
2. 耐震補強計画
3. 総合判定 (1と2)
4. その他 (コンクリート低強度など)

2. 手続きと審査

2-1. 申込み手続き

申込みは、「建物耐震診断等評価の申込書」（様式－１）により、「建物耐震診断等概要表」（様式－２）を付け、（一財）建築研究協会へ郵送で直接申込んで下さい。

申込書は市町村長名でお願いします。

2-2. 申込みの受付

別添－２の「建物耐震性能評価の手数料表」による手数料が当協会指定口座へ振り込まれたことで受付とします。

2-3. ヒヤリング日の通知

診断実施者からヒヤリングを行います。当協会から FAX または E メールでその日時と場所を連絡します。

2-4. 説明資料の提出とヒヤリング

「建物耐震診断等説明資料」（記載要領は別添－１）必要部数を、ヒヤリング当日に提出して下さい。この資料に従ってヒヤリングを実施します。（部数は、出席委員数によりますので、お手数ですが事務局に照会願います。）

2-5. 審査

ヒヤリング終了後、「建物耐震診断等説明資料」により審査を行います。

2-6. 質疑応答

審査の結果、疑義がある場合、FAX または E メールで質疑書を送付します。回答書は FAX または E メールで受け取りますが、再度ヒヤリングを実施する場合があります。再度ヒヤリングを実施する場合、手数料を追加で請求する場合があります。

2-7. 評価書の交付

審査終了後、評価委員会の承認を経て当協会から「評価書」を手数料の振込者あてに郵送します。

2-8. 所要期間

申込み受付けから評価書発送までの期間は、１ヶ月に質疑応答に要する期間を加えた期間を標準とします。

3. 建物耐震性能評価委員会の構成

3-1. 委員

委員長	金多 潔	京都大学名誉教授
委員	甲津 功夫	大阪大学名誉教授
	西澤 英和	関西大学教授
	吹田 啓一郎	京都大学教授
	山田 滋也	㈱久米設計京都事務所長

3-2. 事務局

(一財) 建築研究協会 建物耐震性能評価委員会事務局
住所 〒606 京都市 左京区 田中関田町 43
TEL 075-761-5355~7 FAX 075-751-7041
E-mail: ara-nakatani@crux.ocn.ne.jp
URL <http://www.kenkyo.org/>